限定承認公告

本籍奈良県橿原市今井町一丁目五七二番地、最後の住所奈良県橿原市五井町六五番地の一

被相続人　亡　松田　輝彌

右被相続人は平成二十四年二月十八日死亡し、その相続人は平成二十四年四月十三日奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

奈良県橿原市五井町一四三番地の一

相続財産管理人　松田　潤司

株式交換公告

当社（甲）は、平成二十四年三月十三日開催の取締役会において、平成二十四年六月一日に株式会社オーエー・システム・プラザ（乙、住所名古屋市中区大須三丁目一一番一九号）を当社の完全子会社とする株式交換をすることを決議いたしました。

この株式交換の効力発生日は平成二十四年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、いずれも平成二十四年五月八日を予定しております。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.proje.co.jp

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十四年四月二十七日

東京都新宿区四谷一丁目一五番地

株式会社プロジェ・ホールディングス

代表取締役社長　髙木　正広

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年五月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年四月二十七日

大阪市中央区瓦町四丁目四番八号

日本リアルネット株式会社

代表取締役　狩谷　昌紀

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を二億三千万円減少し、二十九億一千二百五十五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十四年五月二十九日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年五月二十六日

掲載頁　一一五頁（号外第一〇八号）

平成二十四年四月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ジョイントアーク14

取締役　海田　雅人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億二千二百万円減少し、また優先出資三億二千二百万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金三億二千二百万円とし、効力発生日は平成二十四年五月二十九日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年一月三十日

掲載頁　八十九頁（号外第二十一号）

平成二十四年四月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩワン

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億円減少し、金三十三億九千百七十万円とし、発行済優先出資総口数のうち、二万六千口（但し、第一号優先出資について一万三千二百六十口、第二号優先出資について一万二千七百四十口）を一口に対して金五万円をもって有償消却することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度の貸借対照表の要旨は、平成二十三年十二月十五日付官報の号外第二百七十一号九十頁に掲載されています。

平成二十四年四月二十七日

東京都文京区関口一丁目七番五号

Ｓｈｉｂａ特定目的会社

取締役　伊藤　秀邦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額五億三千万円を四億五千六百万円に減少して発行済優先出資総口数一万六百口を一口に対し五万円をもって九千百二十口に有償消却することといたしました（減少すべき優先資本金の額は七千四百万円であり、優先出資の消却に要する金額は七千四百万円であります。）。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十四日

掲載頁　九十四頁（号外第一五五号）

平成二十四年四月二十七日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目三〇番八号

紀尾井町特定目的会社

取締役　森　照夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年十月二十七日付け官報の号外第二三二号九十三頁に掲載されています。

平成二十四年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

フランクフルトアセット特定目的会社

取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十四年三月三十日（号外第七十五号）掲載の本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告（本州四国連絡高速道路株式会社公告平成二十四年第二号）中、九十九ページ「①平成21年3月23日から平成24年4月13日まで」とあるのは「①　平成21年3月20日から平成24年4月13日まで」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年四月二十七日

神戸市中央区小野柄通四丁目一番二二号

本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長　伊藤　周雄

取消公告

平成二十四年四月十一日（号外第八十四号）掲載のリスト株式会社に係る第二十一期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十四年四月二十七日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年三月十三日外務省告示第六十一号（地方給水改善計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
二一		終りから五	庄司隆一	庄司**隆一**
平成二十四年二月二十一日農林水産省告示第四百五十五号（保安林の指定施業要件を変更する件）（印刷誤り）				
六四		終りから二四	九一一の二	九一一の三
平成二十年三月六日近畿地方整備局告示第二十六号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
八三		一六	葛	葛

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十七日付第九七号九

三十日付衆会第一二号七二

六ページ●同日付政府調達第八一号四八ページ●三月

ページ●同月二十三日付参会第八号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）（配送料別）